

会 員 規 則

一般社団法人ユニバーサルメニュー普及協会

会員規則

制定 平成23年10月1日

改正 平成23年12月7日

この規則は、一般社団法人ユニバーサルメニュー普及協会（以下「当協会」といいます。）の定款に基づき、会員に関する事項を定めたものです。

第1条 会員の種類

1. 法人会員

法人会員は、国内外の法人格をもつ団体を対象とし、当協会の目的に賛同し、入会したものとします。その種別は、次の3種類とします。

- (1) 第1種会員 資本金10億円以上の法人
- (2) 第2種会員 資本金1億円以上10億円未満の法人
- (3) 第3種会員 資本金1000万円以上1億円未満の法人
- (4) 第4種会員 資本金1000万円未満の法人
- (5) 特別賛助会員 特に協会が認めた法人またはOpenUM化の基本部分を構築した会社

2. 自治体職員会員

自治体職員会員は、国内の地方自治体に所属する個人を対象とし、当協会の目的に賛同し、入会したものとします。

3. 個人会員

個人会員は、当協会の目的に賛同し、入会した個人とします。その種別は、次の2種類とします。

- (1) 一般会員 学生会員以外の個人
- (2) 学生会員 学校その他研究機関等に所属する個人

第2条 入会手続

会員になるには、その会員の種類に応じて所定の手続き及び月会費等の納入が必要です。
なお、一部の会員については月会費等を免除します。

第3条 会員の資格発生

会員の資格は、会員が所定の手続きを終え、月会費等の納入を当協会が確認し、その旨を通知したときから生じます。

第4条 会員資格の有効期間等

新規入会の場合における会員の有効期間は、入会した日が属する月から起算して、納入された月会費に応じた月数とします。

第5条 一時的な休会

個人会員が、海外勤務又は病気療養その他の事由により会費の納入を休止する場合は、あらかじめ所定の手続きを行い、休会することができます。休会の期間中は、当協会が会員に対して行う諸サービスは受けられません。

なお、休会する場合であっても、当該申出が属する月に相当する月会費等は返金しません。

おって、複数月分の会費を納入した会員が有効期限内に休会を申し出た場合には、これまでに納入した会費のうち、未だ経過していない月数分の会費から所定の手数料を差し引いたものを返還いたします。

第6条 臨時会費

当協会の運営上特に必要と認めるときは、理事会の議決を得て、会員から臨時会費を徴収することがあります。

第7条 会員の事業参加

会員は、ユニバーサルメニューの普及や社会貢献を図るため、当協会が行う各種活動等の事業に参加することができます。

第8条 会員の権利

会員は、その有効期間内において、当協会が会員に対して行う諸サービスを受けることができます。

第9条 会員の義務

会員は次の事項を守って下さい。

- (1) 会員資格またはその権利等は、他人に譲渡又は貸与しないこと。
- (2) 改名又は住所等変更をした場合は、速やかに当協会に届け出ること。
- (3) 社会規範等を守り、他に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
- (4) ユニバーサルメニューまたは当協会が会員に対して行う諸サービスを受けるとき、当協会の指示又は注意に従うこと。

第10条 免責

ユニバーサルメニューまたは当協会が会員に対して行う諸サービスに起因して損害等について、当協会に故意または重大な過失がない限り当協会はその責めを負いません。

第11条 退会手続

会員が退会しようとするときは、次のとおり所定の手続きが必要です。

- (1) 会員が退会するには、所定の「退会届」を提出していただきます。
- (2) 前号の手続きをとることが困難である場合は、電話、FAX等を利用してその旨申し出ることができます。

第12条 会員資格の喪失

会員は次の場合は、資格を失います。

- (1) 退会を申し出たとき。
- (2) 破産法、民事再生法又は会社更生法の適用を受けたとき。
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

- (4) 暴力団等反社会的勢力であることまたは過去に暴力団等反社会的勢力であったこと、若しくはそれらとの関係があると判明したとき。
- (5) 定款に定める納入期間内に会費を納入しないとき。
- (6) 総社員が同意したとき。
- (7) 死亡又は解散したとき。
- (8) 定款の定めによって除名されたとき。

第13条 会員の権利喪失

前条の規定により会員資格を喪失した場合は、会員としての一切の権利を失います。この場合、資格を喪失した後、ユニバーサルメニューを始めとした当協会が所有する知的財産等の使用その他これに類似する行為を禁じます。

なお、すでに納入した金銭の返還はいたしません。ただし、複数月分の会費を納入した会員が有効期限内に退会を申し出た場合には、これまでに納入した会費のうち、未だ経過していない月数分の会費から手数料を差し引いたものを返還いたします。

第14条 会員規則の変更

本会員規則は、理事会が客観的かつ合理的と判断した場合に限り、会員に事前の予告なく変更を行うことがあります。

附則（平成23年10月1日）

この規則は、平成23年10月1日より実施します。